

司法修習における成績評価の実情

1 司法修習の成績

実務修習

- ・ 各分野（民事裁判，刑事裁判，検察，弁護）につき，それぞれ 6 段階（優，良上，良，可，可下，不可）の成績評価
- ・ 成績を司法研修所長に報告（司法修習生に関する規則 10 条）

集合修習

- ・ 基本 5 科目（民事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護，刑事弁護）につき，それぞれ 6 段階（優，良上，良，可，可下，不可）の成績評価

成績の司法修習生考試委員会への報告

- ・ 司法研修所長は，考試の前に，修習の成績を司法修習生考試委員会に報告（司法修習生に関する規則 13 条）

2 司法修習生考試（2 回試験）

筆記試験

- ・ 基本 5 科目（民事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護，刑事弁護）及び教養につき，それぞれ 6 段階（優，良上，良，可，可下，不可）の成績評価

口述試験

- ・ 民事系と刑事系につき，それぞれ 4 段階（優，良，可，不可）の成績評価

司法修習考試の合否判定

- ・ 司法修習生考試委員会は，修習成績と考試の結果によって，合格，不合格を定める。（司法修習生に関する規則 16 条）